

**地方職員共済組合愛知県支部  
特定健康診査等実施計画  
(抜粋)**

**平成25年5月 改定**

# 地方職員共済組合愛知県支部特定健康診査等実施計画

(抜粋)

## 第1 背景及び趣旨

医療保険の保険者は、健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）により、平成20年度から、40歳以上74歳以下の加入者を対象とする内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定により、5年ごとに、5年間を一期として、地方職員共済組合愛知県支部（以下「当支部」という。）における特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものである。

## 第2 略

## 第3 達成目標

平成29年度の実施率（目標値）は、特定健康診査にあつては90%、特定保健指導にあつては40%とする。

## 第4 略

## 第5 特定健康診査等の実施方法

### 1 特定健康診査の実施機関、実施項目及び実施時期

#### (1) 実施機関

ア 組合員（任意継続組合員を除く。）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令に基づき職員に対して愛知県が実施する定期健康診断又は愛知県若しくは支部が実施する人間ドック（特定健康診査の実施項目を満たすものに限る。）の実施機関

イ 被扶養者及び任意継続組合員

（ア）全国組織の実施機関とりまとめ団体（以下「とりまとめ団体」という。）に属する実施機関

※ とりまとめ団体

- ① 公益社団法人日本人間ドック学会及び一般社団法人日本病院会
- ② 公益社団法人全国労働衛生団体連合会（全衛連）
- ③ 公益財団法人結核予防会
- ④ 公益財団法人予防医学事業中央会
- ⑤ 公益社団法人全日本病院協会

（イ）都道府県において代表保険者が契約する地区医師会等の実施機関

（ウ）上記（ア）及び（イ）以外で当支部が契約する実施機関

（エ）地方職員共済組合愛知県支部愛知三の丸病院

(2) 実施項目

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）に基づく項目とする。

(3) 実施時期

ア 上記(1)ア及び(1)イ(エ)は、愛知県又は当支部が定める時期

イ 上記(1)イ(ア)～(ウ)は、実施機関が定める時期

## 2 特定保健指導の実施機関、実施方法及び実施時期

(1) 実施機関

ア とりまとめ団体に属する実施機関

イ 都道府県において代表保険者が契約する地区医師会等の実施機関

ウ 上記ア及びイ以外で、当支部が契約する実施機関

(2) 実施内容

平成25年4月 厚生労働省健康局発行「標準的な健診・保健指導プログラム（改訂版）第3編第3章」により実施する。

(3) 実施時期

当支部が定める時期

## 3～4 略

## 5 周知や案内（受診券や利用券の送付等）の方法

(1) 受診券

ア 被扶養者に対しては、それぞれの扶養者である組合員を通じ、当支部から送付する。

イ 任意継続組合員に対しては、当支部から送付する。

(2) 利用券

下記7(2)に該当する特定保健指導の対象者に当支部から送付する。

ア 組合員に対しては、所属所を通じ、当支部から別途通知することにより、利用券の送付にかえることとする。

イ 被扶養者に対しては、組合員を通じ、当支部から送付する。

ウ 任意継続組合員に対しては、当支部から送付する。

(3) 外部委託の実施機関

当支部のホームページ及び庁内LAN等に掲載する。

## 6 略

## 7 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

(1) 特定保健指導の対象者の抽出は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第4条の規定により行う。

(2) 特定保健指導の対象者の重点化

特定保健指導の対象者のうち、標準的な健診・保健指導プログラムの「標準的な質問票」の項目8～20番の回答により、生活習慣改善の必要が高い対象者を優先的に行う。

・ 年齢が比較的若い対象者

・ 第1期からの健診結果において複数回保健指導が必要となった対象者

## 8 実施に関する毎事業年度の年間スケジュール

時期	内容
毎事業年度当初	特定健康診査の対象者の抽出
	受診券の送付
毎事業年度中	特定健康診査の実施
	健診データの受領（毎月）
	代行機関からの請求額の支払い（毎月）
	未受診者への勧奨
	特定保健指導の抽出、重点化
	利用券の送付
	特定保健指導の実施
	特定保健指導データの受領（毎月）
	未実施者への勧奨
毎事業年度末	計画の見直し
	翌事業年度の委託契約準備・契約
翌事業年度10月末	国への報告

## 9 略

### 第6 個人情報の保護

#### 1 個人情報の保護

当支部が保有する組合員及び被扶養者の個人情報は、地方職員共済組合個人情報保護規程（平成17年地共規程第5号）及び地方職員共済組合愛知県支部が取り扱う個人情報の保護に関する細則その他関係法令を遵守し、厳重に管理する。

また、外部委託する実施機関が一時的に保有する組合員及び被扶養者の個人情報は、当該外部委託する実施機関との契約により、厳重に管理させる。

#### 2 特定健康診査等データの保管年限

特定健康診査等のデータの保管年限は、当該データの作成の日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間とする。

### 第7～第9 略